

議案第 35 号

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 4 月 25 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例

杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 50 年杉並区条
例第 31 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部中

杉並区立郷土博物館運営協議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	を
杉並区いじめ問題対策委員会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	

杉並区立郷土博物館運営協議会	会長日額 14,500円 委員日額 12,000円	に改める。	
杉並区いじめ問題対策委員会	杉並区いじめ問題対策委員会条例（平成 29 年杉並区条例第 20 号）第 9 条の規定により指名された委員が同条の規定により同条例第 3 条第 2 項に規定する調査を行う場合		日額 23,000円
	前記以外の調査審議等を行う場合		会長日額 14,500円 委員日額 12,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の勤務に係る報酬について適用し、同日前の勤務に係る報酬については、なお従前の例による。

(提案理由)

いじめ問題対策委員会の委員がいじめの重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う場合の報酬を定める必要がある。